

改正案	現行
<p>建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件</p> <p>建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。)<u>第六</u>条第一項から第三項並びに第六条の二第一項から第三項までの規定に基づき、<u>第六</u>条第三項に規定する建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く。)<u>に</u>ついて建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)<u>第十二</u>条第三項に規定する検査(以下「定期検査」という。)<u>及び</u>同条第四項に規定する点検(以下「定期点検」という。)<u>の</u>項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。</p> <p>第一 施行規則第六<u>条</u>第一項並びに第六<u>条</u>の二第一項及び第二項の規定に基づき、換気設備、排煙設備並びに給水設備及び排水設備について国土交通大臣が定める検査の項目は、別表第一(Ⅰ)欄に掲げる項目のうち一項(九)から(十一)まで及び(十七)から(二十三)まで、別表第二(Ⅱ)欄に掲げる項目のうち一項(十八)、(十九)、(三十九)及び(四十)並びに別表第四(Ⅲ)欄に掲げる項目のうち三項(五)とする。</p> <p>第二 定期検査及び定期点検は、施行規則第六<u>条</u>第二項及び第六<u>条</u>の二第三項の規定に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備について、次の各号に掲げる別表第一から別</p>	<p>建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く。)の定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件</p> <p>建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。)<u>第六</u>条第一項から第三項までの規定に基づき、<u>同</u>条第三項に規定する建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く。)<u>に</u>ついて建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)<u>第十二</u>条第三項に規定する検査(以下「定期検査」という。)<u>の</u>項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。</p> <p>第一 施行規則第六<u>条</u>第一項の規定に基づき、換気設備、排煙設備並びに給水設備及び排水設備について国土交通大臣が定める検査の項目は、別表第一(Ⅰ)欄に掲げる項目のうち一項(九)から(十一)まで及び(十七)から(二十三)まで、別表第二(Ⅱ)欄に掲げる項目のうち一項(十八)、(十九)、(三十九)及び(四十)並びに別表第四(Ⅲ)欄に掲げる項目のうち三項(五)とする。</p> <p>第二 定期検査は、施行規則第六<u>条</u>第二項の規定に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備について、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの(Ⅰ)欄に掲げる項目に</p>

表第四までの(イ)欄に掲げる項目(ただし、定期点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。)(ニ)に及び、同表(三)欄に掲げる事項ごとに定める同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により施行規則第六条第二項又は第六条の第三項に掲げる検査若しくは点検の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合(検査若しくは点検の項目若しくは事項について削除し又は検査若しくは点検の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。)(ニ)にあつては、当該規則の定めるところによるものとする。

一～四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十六第一項に規定する認定を受けた構造方法等を用いた建築物で、当該認定に係る同条第二項に定める評価(以下単に「評価」という。)(ニ)を行ったときに検査の方法を記載した図書の提出を受けたものに係る定期検査及び定期点検については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める図書に記載された検査の方法によるものとする。

一～三 (略)

第三 (略)

附則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

じ、同表(三)欄に掲げる事項ごとに定める同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により施行規則第六条第二項に掲げる検査の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合(検査の項目若しくは事項について削除し又は検査の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。)(ニ)にあつては、当該規則の定めるところによるものとする。

一～四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十六第一項に規定する認定を受けた構造方法等を用いた建築物で、当該認定に係る同条第二項に定める評価(以下単に「評価」という。)(ニ)を行ったときに検査の方法を記載した図書の提出を受けたものに係る定期検査については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める図書に記載された検査の方法によるものとする。

一～三 (略)

第三 (略)

附則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。